

## 暮らし情報 支援・医療

### 要介護認定者のオムツ代の医療費控除の申告について

要介護認定を受けていて、オムツ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の発行する証明書に代えて市の確認書（主治医意見書の記載内容を市が確認した書類）でも控除の申告ができます。なお、主治医意見書の記載内容などにより発行できない場合がありますので、事前に必ずお問い合わせください。

**確認書発行窓口:** 市役所長寿介護課（東館3階） **発行手数料:** 1件200円 **問い合わせ:** 長寿介護課（☎51・3133）

## 2月のふれあい・子育て情報

### ■外国人母子保健相談

**とき** 1日(月)午前9時30分〜11時  
**対象** 外国人の乳幼児と保護者の相談、妊娠・出産・育児についての相談、乳幼児の身体測定 **定員** 4組(申込順) **持ち物** 母子健康手帳 **その他** ポルトガル語・英語の通訳がいます

### ■パパママ教室

＜パパママクラス＞  
**とき** 14日(日)午前9時30分〜午後0時30分 **対象** 妊婦と夫 **内容** 妊娠中の栄養の話、出産と育児の話、赤ちゃんの抱き方やおむつ交換などの実技 **定員** 20組(申込順) **持ち物** 母子健康手帳

### ＜プレママカフェ＞

**とき** 17日(水)午前9時30分〜午後0時30分 **対象** 35歳以上の妊婦 **内容** 妊娠中の栄養・産後の生活の講話、ポリ袋クッキングのミニランチ、参加者同士の妊婦トーク **定員** 20人(申込順) **参加料** 200円(材料費) **持ち物** 母子健康手帳

### ＜ところ＞

保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内) **参加料** 明記していないものは無料 **申込先** こども保健課(☎39・9160)

### 情報ピックアップ

## 平成27年度の各種がん検診の実施期間は平成28年1月末までです

問い合わせ 健康増進課(☎39・9136)

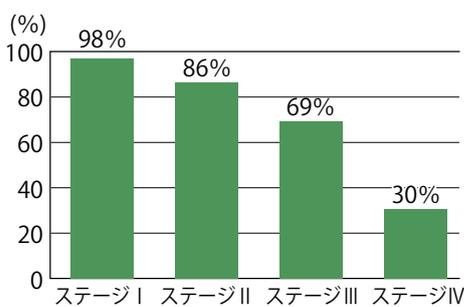
平成27年度の豊橋市各種がん検診の実施期間は、平成28年1月末までです。検診の種類により、期間終了前に定員に達し、予約を締め切る医療機関もあります。検診票をお持ちの方でまだ受診していない方は、早めに予約・受診してください。なお、検診票をお持ちでない方、検診票を紛失した方などで検診を希望する場合は、お問い合わせください。検診の詳細(対象年齢・自己負担金など)は、本紙5月1日号と同時配布の「保健衛生事業のご案内」またはホームページ(<http://www.city.yohashi.jp/543.htm>)をご覧ください。

また、検診を受診すると健康マイレージに20ポイント付与があります(詳細は本紙10月1日号6・7ページ参照)。

### ■がんは身近な病気です

がんは国民の2人に1人がかかる決して他人事ではない病気です。しかし、がんのほとんどは自覚症状がなく進行するため、がん検診で早期発見し、早期治療に結びつけることが大切です。がんは進行の程度を「ステージ」という言葉で表現

■乳がんの病期別5年生存率※



※「5年生存率」とは、がんの治療から5年後に何%の人が生存しているかを示しています(国立がん研究センター 平成15～20年統計)

し、Ⅰ期→Ⅳ期と数字が大きくなる順に重症化する形で分類されており、早期発見により生存率が高くなります(左グラフ)。さらに、治療による体の負担や要する費用・時間などの負担も軽くなり、治療後の生存率にも大きく影響します。そのため、がん検診の定期的な受診が重要です。また検診の結果、要精密検査となった場合は必ず精密検査を受けましょう。

# 相 談



相談内容は秘密厳守。気軽にご相談ください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

| 相談内容(対象など)                                 | とき/定員(申込順)/担当※敬称略  | ところ                                 | 問い合わせ(申込期間)   |
|--|--|-------------------------------------|---|
| 生活習慣病予防(糖尿病・高血圧など)の栄養相談(市内在住の方)            | ①1月28日(木)②2月12日(金)③2月25日(木)<br>午前9時～午後5時/管理栄養士               | 保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内)           | 健康増進課 ☎ 39・9145<br>(予約制。①③は各前日まで、②は2月10日まで)             |
| こころの健康相談(市内在住で、気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方) | 2月4日(木)・18日(木)午後1時～4時/各3人/臨床心理士※相談内容によって、医師や保健師になることがあります    |                                     | 健康増進課 ☎ 39・9145<br>(予約制。各前々日まで)                         |
| 精神保健福祉相談(市内在住で、心の病で悩んでいる方と家族)              | 2月10日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医                                |                                     | 健康増進課 ☎ 39・9145<br>(予約制。2月8日まで)                         |
| 歯科健康相談                                     | 2月18日(木)午前9時～11時/8人/歯科医師                                     |                                     | 健康増進課 ☎ 39・9145<br>(予約制。2月10日まで)                        |
| 住宅・建築相談(建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震相談など)           | ①1月27日②2月3日③2月10日④2月17日の水曜日午後1時30分～4時/各3組/建築士                | ①④市役所東901会議室(東館9階)②③市役所東83会議室(東館8階) | 住宅課 ☎ 51・2602<br>(予約制。各前日の午後3時まで)                       |
| 住宅・建築相談(測量・登記相談など)                         | 2月17日(水)午後1時30分～4時/3組/土地家屋調査士                                | 市役所東901会議室(東館9階)                    |   |
| 不動産相談(不動産の売買、賃借などの契約やトラブル、空き家の活用)          | 2月1日(月)午後1時～4時(1組45分)/4組                                     | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2304<br>(予約制。1月18日午前8時30分から)                 |
| 農家(農事)相談                                   | 2月1日(月)・15日(月)<br>午後1時30分～3時30分                              | 市役所農業委員会室(西館3階)                     | 農業委員会 ☎ 51・2950   |
| 弁護士による法律相談                                 | ①2月3日(水)②2月10日(水)午後1時～4時(1組30分)/各6組                          | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2304<br>(①は1月20日、②は1月27日午前8時30分から)           |
|  | 2月12日(金)午後1時～4時(1組30分)/6組                                    | つつじが丘地域福祉センター(佐藤五丁目)                |   |
|  | 2月25日(木)午後1時～4時(1組30分)/6組                                    | 大清水地域福祉センター(大清水町字大清水)               | 豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294(予約制)                               |
|  | 2月25日(木)午後1時30分～3時(1組30分)/3組                                 | 愛知県東三河県民相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)           | 愛知県東三河県民相談室 ☎ 52・7337(予約制。2月12日午前9時から)                  |
| 相続110番 高齢者・障がい者暮らしの困り事相談会(相続、遺言、成年後見など)    | 2月6日(土)午前10時～午後3時/司法書士                                       | —                                   | 愛知県司法書士会東三河支部 ☎ 58・9951、☎ 58・9952                       |
| 司法書士による相続登記相談(不動産の相続・贈与など)                 | 2月8日(月)午後1時～4時(1組30分)/6組                                     | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2304<br>(予約制。1月25日午前8時30分から)                 |
| 行政書士による書類作成相談(契約書、遺言書、遺産分割協議書、農地転用、建築許可など) | 2月12日(金)午後1時～3時(1組30分)/4組                                    | —                                   | 安全生活課 ☎ 51・2304<br>(予約制。2月10日午後5時15分まで)                 |
| 警察安全相談(暮らしの安全に関わる相談)                       | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前9時～午後5時                                  | —                                   | 警察本部相談コーナー<br>プッシュホン ☎ # 9110、<br>ダイヤル回線 ☎ 052・953・9110 |
| 市民相談(生活上の悩み事など)                            | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)                  | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2300<br>※電話相談も可                              |
| 多重債務者相談(債務整理の相談など)                         | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前10時～午後4時30分                              | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2305<br>※電話相談も可                              |
|  | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前9時～午後4時30分<br>[弁護士相談]第2・4水曜日午後1時～4時(予約制) | 愛知県東三河消費生活相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)         | 愛知県東三河消費生活相談室 ☎ 52・0999<br>※電話相談も可                      |
| 消費生活相談(消費者トラブル、架空請求など)                     | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前9時～午後4時30分                               | 愛知県東三河消費生活相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)         | 愛知県東三河消費生活相談室 ☎ 52・0999<br>※電話相談も可                      |
|  | 月～金曜日(祝・休日を除く)<br>午前10時～午後4時30分                              | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2305<br>※電話相談も可                              |
|  | 土・日曜日(祝・休日を除く)<br>午前9時～午後4時                                  | 愛知県消費生活総合センター(愛知県自治センター1階)          | 愛知県消費生活総合センター ☎ 052・962・0999<br>※電話相談も可                 |
| 行政相談(国や特殊法人に対する苦情、不満、要望など)                 | 第1～4木曜日(祝・休日を除く)午後1時～3時/行政相談委員                               | 市役所安全生活課(東館12階)                     | 安全生活課 ☎ 51・2304<br>※電話相談も可                              |